○電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(昭和二十八年法律第百七十一号) (附則第五十条関係)

第一条 この法律は、電気事業(電気事業法(昭和三十九年法律第一条 この法律は、電気事業との対象が表別を表別を対象がありを表別を対象がありまりを表別を対象がありまりを表別を対象がありまりを表別を表別を対象がありまりを表別を表別を表別を対象がありまりを表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	改正案	
第一条 この法律は、電気事業(一般の需要に応じ電気を供給す第一条 この法律は、電気事業(一般の需要に応じ電気を供給する	現行	